

マネージメント・レター 226
租税特別措置の課税関係について

平成 20 年 4 月 30 日に平成 20 年度税制改正に関する法律「所得税法等の一部を改正する法律」が公布・施行されましたので一部ご紹介します。

【所得税・法人税関係】 - 平成 20 年 4 月 1 日から適用 -

試験研究を行った場合の特別税額控除

エネルギー需要構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除

中小企業等が機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除

情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除

教育訓練費の額が増加した場合の特別税額控除

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

交際費等の損金不算入

平成 20 年 3 月 31 日までの適用期限でしたが、平成 22 年 3 月 31 日まで適用期限の延長がされています。

【所得税・法人税関係】 - 平成 20 年 4 月 30 日以降適用 -

使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例

欠損金の繰戻しによる還付の不適用

平成 20 年 3 月 31 日までの適用期限でしたが、平成 22 年 3 月 31 日まで適用期限の延長がされています。

【贈与税関係】 - 平成 20 年 1 月 1 日から適用 -

住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例

上記に主な十項目を記載いたしました。その他の租税特別措置の内容やご不明な点は、担当者・副担当・担当税理士までご連絡いただければと思います。

 今月のワンポイント 

今年の春は桜の開花が早く、ライラックの花も 2 週間程早く咲き始めたようです。
皆様の仕事も早めに進んでいますか？